公民館「不定期団体登録申請」確認書

|  |
| --- |
| **登録の要件は以下のとおりです。事前に内容をご確認いただいたうえで、**  **申し込んでください。この確認書は、必要書類と合わせてお持ちください。** |

□公民館は５人以上の団体や機関が、学習会などの社会教育に関する活動を行う場です。

□会員（構成員）の過半数が新潟市に住所があるか、新潟市に勤務、通学して

いることが要件です。

□会員（構成員）の過半数が重複する、同一目的の複数の団体は登録できません。

□営利・宣伝目的の活動、政治活動、宗教活動、その他管理上支障があると

認められる活動を目的とする団体は、公民館を利用できません。

□講師・先生が主導して行っている有料の教室やお稽古事などは営利活動と

みなされるため、公民館を利用できません。

□上記の要件を確認するために、団体登録後も活動内容を見学させて

いただいたり、追加の資料を提出いただく場合があります。

□活動内容が登録時の要件と異なる場合、公民館の利用ができない場合が

あります。